

(案)

資料 1

議案第 号

豊山町国民健康保険税条例の一部改正について

豊山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 年 月 日提出

豊山町長 鈴木 幸 育

## 豊山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊山町国民健康保険税条例(昭和43年豊山町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第5条中「14,400円」を「17,800円」に改める。

第5条の2第1号中「17,300円」を「19,700円」に改め、同条第2号中「8,650円」を「9,850円」に改め、同条第3号中「12,975円」を「14,775円」に改める。

第6条中「100分の1.8」を「100分の1.7」に改める。

第7条中「100分の8.1」を「100分の7.4」に改める。

第7条の2中「4,300円」を「6,600円」に改める。

第7条の3第1号中「5,300円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「2,650円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「3,975円」を「5,250円」に改める。

第9条の2中「3,800円」を「6,000円」に改める。

第9条の3中「4,200円」を「5,300円」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号ア中「10,080円」を「12,460円」に改め、同号イ(ア)中「12,110円」を「13,790円」に改め、同号イ(イ)中「6,055円」を「6,895円」に改め、同号イ(ウ)中「9,082円」を「10,343円」に改め、同号ウ中「3,010円」を「4,620円」に改め、同号エ(ア)中「3,710円」を「4,900円」に改め、同号エ(イ)中「1,855円」を「2,450円」に改め、同号エ(ウ)中「2,782円」を「3,675円」に改め、同号オ中「2,660円」を「4,200円」に改め、同号カ中「2,940円」を「3,710円」に改め、同条第2号ア中「7,200円」を「8,900円」に改め、同号イ(ア)中「8,650円」を「9,850円」に改め、同号イ(イ)

中「4, 325円」を「4, 925円」に改め、同号イ（ウ）中「6, 487円」を「7, 388円」に改め、同号ウ中「2, 150円」を「3, 300円」に改め、同号エ（ア）中「2, 650円」を「3, 500円」に改め、同号エ（イ）中「1, 325円」を「1, 750円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 987円」を「2, 625円」に改め、同号オ中「1, 900円」を「3, 000円」に改め、同号カ中「2, 100円」を「2, 650円」に改め、同条第3号ア中「2, 880円」を「3, 560円」に改め、同号イ（ア）中「3, 460円」を「3, 940円」に改め、同号イ（イ）中「1, 730円」を「1, 970円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 595円」を「2, 955円」に改め、同号ウ中「860円」を「1, 320円」に改め、同号エ（ア）中「1, 060円」を「1, 400円」に改め、同号エ（イ）中「530円」を「700円」に改め、同号エ（ウ）中「795円」を「1, 050円」に改め、同号オ中「760円」を「1, 200円」に改め、同号カ中「840円」を「1, 060円」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 改正後の豊山町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年度分及び平成28年度分に限り、新条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### （1）平成27年度

第5条	17, 800円	15, 700円
第5条の2第1号	19, 700円	17, 600円
第5条の2第2号	9, 850円	8, 800円
第5条の2第3号	14, 775円	13, 200円
第7条の2	6, 600円	5, 400円
第7条の3第1号	7, 000円	5, 800円
第7条の3第2号	3, 500円	2, 900円
第7条の3第3号	5, 250円	4, 350円

第9条の2	6,000円	4,800円
第9条の3	5,300円	4,200円
第23条第1号ア	12,460円	10,990円
第23条第1号イ(ア)	13,790円	12,320円
第23条第1号イ(イ)	6,895円	6,160円
第23条第1号イ(ウ)	10,343円	9,240円
第23条第1号ウ	4,620円	3,780円
第23条第1号エ(ア)	4,900円	4,060円
第23条第1号エ(イ)	2,450円	2,030円
第23条第1号エ(ウ)	3,675円	3,045円
第23条第1号オ	4,200円	3,360円
第23条第1号カ	3,710円	2,940円
第23条第2号ア	8,900円	7,850円
第23条第2号イ(ア)	9,850円	8,800円
第23条第2号イ(イ)	4,925円	4,400円
第23条第2号イ(ウ)	7,388円	6,600円
第23条第2号ウ	3,300円	2,700円
第23条第2号エ(ア)	3,500円	2,900円
第23条第2号エ(イ)	1,750円	1,450円
第23条第2号エ(ウ)	2,625円	2,175円
第23条第2号オ	3,000円	2,400円
第23条第2号カ	2,650円	2,100円
第23条第3号ア	3,560円	3,140円
第23条第3号イ(ア)	3,940円	3,520円
第23条第3号イ(イ)	1,970円	1,760円
第23条第3号イ(ウ)	2,955円	2,640円
第23条第3号ウ	1,320円	1,080円
第23条第3号エ(ア)	1,400円	1,160円
第23条第3号エ(イ)	700円	580円
第23条第3号エ(ウ)	1,050円	870円
第23条第3号オ	1,200円	960円
第23条第3号カ	1,060円	840円

(2) 平成28年度

第5条	17,800円	16,800円
第5条の2第1号	19,700円	18,700円
第5条の2第2号	9,850円	9,350円
第5条の2第3号	14,775円	14,025円
第7条の2	6,600円	6,000円
第7条の3第1号	7,000円	6,400円

第7条の3第2号	3,500円	3,200円
第7条の3第3号	5,250円	4,800円
第9条の2	6,000円	5,300円
第9条の3	5,300円	4,600円
第23条第1号ア	12,460円	11,760円
第23条第1号イ(ア)	13,790円	13,090円
第23条第1号イ(イ)	6,895円	6,545円
第23条第1号イ(ウ)	10,343円	9,818円
第23条第1号ウ	4,620円	4,200円
第23条第1号エ(ア)	4,900円	4,480円
第23条第1号エ(イ)	2,450円	2,240円
第23条第1号エ(ウ)	3,675円	3,360円
第23条第1号オ	4,200円	3,710円
第23条第1号カ	3,710円	3,220円
第23条第2号ア	8,900円	8,400円
第23条第2号イ(ア)	9,850円	9,350円
第23条第2号イ(イ)	4,925円	4,675円
第23条第2号イ(ウ)	7,388円	7,013円
第23条第2号ウ	3,300円	3,000円
第23条第2号エ(ア)	3,500円	3,200円
第23条第2号エ(イ)	1,750円	1,600円
第23条第2号エ(ウ)	2,625円	2,400円
第23条第2号オ	3,000円	2,650円
第23条第2号カ	2,650円	2,300円
第23条第3号ア	3,560円	3,360円
第23条第3号イ(ア)	3,940円	3,740円
第23条第3号イ(イ)	1,970円	1,870円
第23条第3号イ(ウ)	2,955円	2,805円
第23条第3号ウ	1,320円	1,200円
第23条第3号エ(ア)	1,400円	1,280円
第23条第3号エ(イ)	700円	640円
第23条第3号エ(ウ)	1,050円	960円
第23条第3号オ	1,200円	1,060円
第23条第3号カ	1,060円	920円

#### 提出理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正等に伴い関係条文を改正する必要があるからである。